

県民の皆さまへのメッセージ

- 県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、今月に入り、3連休やお盆休みの期間中における県外との往来の増加を背景に急増しています。ここ3日間は、連続して過去最高の数字を更新する大変深刻な状況になっており、本日は、一日の感染者が80人と、かつてない感染者が確認されている状況です。
- この1週間の様々な指標を見ても、国の緊急事態宣言が発令をされる目安となる国の分科会が示すステージⅣの水準に、ほとんどの指標が達している状況です。
- また、軽症者の方々のための宿泊療養施設のベッド数も、満床状態が目前に迫る状況にあり、医療提供体制のひっ迫度という面から見ても、その切迫性が増している状況です。
- こうした状況を踏まえ、本日、県の感染症対応のステージを5段階で最も高い、「非常事態（紫）」に引き上げることとしましたので、県民の皆さまには、最大級の警戒をお願いします。
- そして、急拡大している感染状況に早期に歯止めをかけなければならないと考えており、県としても総力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆さまにおいてもご協力をお願いします。
- 特に今回、県中央部の高知市、南国市、香南市の3市において、感染が急拡大をしているという特色があります。
したがって、この3市には、より踏み込んだ対応が必要であると考えており、3市にお住まいの皆さまには、9月3日までの約2週間、次の点について、ご協力をお願いします。
- 1点目は、「外出」についてです。この3市においては、すでに新型コロナウイルスの市中でのまん延が相当程度進んでいると考えざるを得ない状況にあるため、人と人との外出機会を極力減らしていく必要があります。
そのため、今年の春以来のお願いとなりますが、この3市については、日中も含め、不要不急の外出は、可能な限り控えていただくようお願いいたします。

- 2点目は、「会食」についてです。マスクのない会話が、最大の感染リスクであることを考えても、会食の際の感染リスクを減らしていくことは、避けて通れない対策であると考えています。
したがって、3市にお住まいの方については、会食をされる際には、同居の家族以外の方との会食を控えていただくようお願いいたします。
- これと関連して、この3市にある飲食店等については、営業時間を夜8時まで、酒類の提供はこれに先立つ夜7時までとする「営業時間の短縮」にご協力をお願いいたします。
- ご協力いただいた店舗には、協力金をお支払いすることとしており、21日（土）から来月3日（金）までの2週間の期間となりますが、できる限り多くの店舗に協力をいただきたいと考えています。
- また、高知市、南国市、香南市以外の方々においては、これまでお願いをしていた感染防止対策を一層徹底していただくことと併せて、新型コロナウイルスの市中でのまん延がかなり進んでいると考えられる、この3市との往来は、必要最小限に留めていただくようお願いいたします。
- 今月に入ってからからの感染の急拡大の特色は、新規感染者の9割が、50代以下のワクチン接種が進んでいない比較的若い方々で占められています。
- このデータを見ても、ワクチン接種が済んでいない方は、高い感染リスクにさらされていると言っても過言でないと考えています。
そのため、2回のワクチン接種がまだ完了していない方々は、普段一緒に過ごしていない方々との会食や旅行などにより接触することが高い感染リスクとなりますので、こうした接触を極力控えていただくようお願いいたします。
- 現在は、かつて経験したことのない感染の急拡大を迎えています。
しかし、この感染急拡大に歯止めをかけていくための切り札は、ワクチンの接種を進めていくことになると考えています。

- 特に若い世代の方々は副反応を気にされる方も多いと考えており、ワクチン接種による感染防止、発症防止、重症化防止、このメリットは確かに存在しますので、このメリットを正しく理解していただき、若い方々もワクチン接種の順番が回ってきた際には、積極的に、できるだけ速やかにワクチンの接種を行っていただくようお願いします。

- 今回は、全国的なデルタ株への置き換えに伴う第5波によって、本県もかつてない感染の急拡大の荒波にさらされていると考えています。
 昨年の春に、全国的に緊急事態宣言が発令をされた時以来の厳しい社会経済活動への制約を今回、県民の皆さま、事業者の皆さまにお願いをせざるを得ない局面になりました。

- 県としても、県民の皆さまの命と健康を守るため、総力を挙げて対応に当たってまいりますので、この爆発的な感染の流れを何とか早期に県内で食い止めるよう、県民の皆さまのご協力、お力添えをよろしくお願いします。

- 県民の皆さまお一人お一人の感染防止や、大事なご家族、友人に感染をさせないよう、感染防止対策に今まで以上に取り組んでいただき、ワクチン接種の機会があれば、できるだけ速やかに接種を受けていただくよう、あらためてお願いします。

- 今回の急拡大は、全国的に見ても、なかなか先行きが見えない、収束の兆しが掴めない、大変厳しい状況にあると考えています。
 しかし、私は、県民の皆様と心をつなげて取り組めば、決して乗り越えられない波ではないと考えています。今回、県民の皆さま、事業者の皆さまには、重ねてご不便をおかけしますが、県としての決意をご理解いただき、共感をいただいて、一緒になって、新型コロナウイルスの対策に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

令和3年8月19日
高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(知事) 濱田省司

「非常事態」

感染が急拡大している高知市、南国市、香南市の3市を対象とする追加の協力要請

高知市、南国市、香南市にお住まいの皆さまへ（8/20～9/3）

1 外出について

- 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。

2 会食について

- **同居家族以外との会食を控えて**ください。

高知市、南国市、香南市の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和3年8月21日（土）～9月3日（金）
- 要請内容：営業は**午前5時～午後8時**まで、酒類提供は**午後7時**までとしてください。
- 対象施設：①**飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
②**旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③**カラオケボックス、ライブハウス**

「非常事態」

県の主な対策（8/20～9/3）

1 県主催イベントについて

- 高知市、南国市、香南市で実施する**県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直**します。

2 県立学校について

※高知市、南国市、香南市に所在する県立学校及び当該地域から通学する生徒が過半数の県立学校3校（山田、伊野商業、高知海洋）、全ての県立特別支援学校

- 学校活動
 - ・**一斉休業は実施しません。**
 - ・**学校行事、対外的活動は、中止・延期又は内容を見直**します。
- 部活動
 - ・**夏季休業中及び土日等の活動を中止**とします。
 - ・**平日は、校長の判断により1時間程度の活動を可能**とします。

3 県立施設等

- **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市、南国市、香南市**の県立の**屋内施設等**は、原則、**休館**とします。（別添）
- 高知市、南国市、香南市の管理施設等にも同様の措置をとるよう要請します。

(別添)

県立施設等における対応

施設名	対応	期間
高知城	休館	8月21日～9月3日
高知城歴史博物館	休館	8月21日～9月3日
坂本龍馬記念館	休館	8月21日～9月3日
こうち旅広場	休館	8月21日～9月3日
牧野植物園	本館、展示館、土佐寒蘭センターは休止 ※レストラン、カフェ、ショップは営業	8月20日～9月3日
のいち動物公園	ジャングルミュージアム、どうぶつ科学館は休止	8月20日～9月3日

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い

非常事態（紫）

%

8月20日からのおお願い（9月3日まで）

○県内においても、より感染力が強いとされる「**デルタ株**」による感染が広がっています。

・これまで以上に**基本的な感染防止策の徹底**をお願いします。

7C7C5

・特に、2回のワクチン接種を終えられていない方は、会食や旅行等により、同居の家族や普段から接している仲間以外の方と接触することを**極力控えていただくよう**お願いします。

○事業者の皆さまへ

1 会食について

人数は「**4人以下のグループ**」で、時間は「**2時間以内**」にしてくださいようお願いします。

会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。

「**マスクを外してのカラオケ**」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出について

3 他県との往来について

「**緊急事態宣言の対象地域**」及び「**まん延防止等重点措置の対象地域**」など、感染拡大地域との往来は、**極力控えていただくよう**お願いします。

4 イベント等について

%SSS

5 県立施設等について

高知県営業時間短縮要請協力金の概要

(下線部は前回【5・6月】からの変更箇所)

○県内における新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえ、**高知市、南国市、香南市において**、
8月21日から9月3日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請
⇒ **協力をいただける事業者には、下記Ⅱの協力金を支給**

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：8月21日～9月3日 (対象地域：高知市、南国市、香南市)

営業時間短縮の要請の対象施設

(要請の対象施設は前回(5/26～6/20)と同じ)

- *休業時間 午後8時～翌午前5時は休業
- *酒類の提供 午後7時まで

①飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、
料理店、喫茶店、居酒屋など(宅配・テイクアウトを除く)

②旅館、ホテル(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)

③カラオケボックス、ライブハウス

※なお、午後8時を超えて営業している①～③の施設で
感染防止のため、営業時間の短縮でなく休業する場合
も協力金の対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防
ガイドラインを遵守し、

**要請期間中(8月21日から9月3日まで)に、
営業時間短縮に協力をいただける事業者**

1店舗(事業所)あたり最大35万円～105万円

(ただし、大企業等の場合は、最大280万円まで可能)

※中小企業は売上高に応じて、1日あたり2.5万円～7.5万円(前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3)
大企業等は1日あたり①20万円 又は ②前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3の
いずれか低い額

2. 予算額等

- 事業費 9.5億円(事務費含む) ※8月20日専決予定
- 事業者数 約2,300事業者

3. 支給スケジュール等(予定)

- ①電話相談窓口の設置 8月24日
- ②申請受付開始 8月27日
- ③協力金の支給開始 9月中旬(できるだけ速やかに)
- ④申請受付終了 11月1日(消印有効)

*変更があった場合は、
県庁ホームページ等で
お知らせします。

営業時間短縮要請対応臨時給付金(8・9月分)の概要

(下線部は前回【5・6月】からの変更箇所)

○飲食店等に対する営業時間の短縮要請(8/21～)や、県の対応ステージの「非常事態」への引き上げ(8/19～)により、**影響を受けた事業者を幅広く支援するため、売上高に応じた県独自の給付金を支給**

<p>対象者</p>	<p>①営業時間の短縮要請に伴い営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があったこと 又は ②営業時間の短縮要請や県の対応ステージの「非常事態」への引き上げに伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたこと により、令和3年8月又は9月の売上高が対前年比又は前々年比で▲30%以上減少した事業者</p>	<p><飲食店等> ・高知市、南国市、香南市の営業時間短縮要請の対象事業者は対象外 ・その他のエリアは、全飲食店等が対象</p> <p><飲食店等以外> ・県内全ての事業者が対象</p>
<p>金額</p>	<p>■個人、法人にかかわらず、営業時間短縮要請協力金と同様に前年又は前々年の売上高に応じて、給付上限額を設定 ■売上減少額以内(給付上限額：25万円～75万円以内/月) (法人・個人一律) ※8月・9月合計で最大150万円</p>	<p>給付上限額 (売上減少額以内)</p>
<p>予算額等</p>	<p>■事業費 <u>17.3億円</u> (事務費含む) ※8月20日専決予定 ■事業者数 <u>約6,700事業者</u> (延べ事業者数)</p>	<p><支給スケジュール等(予定)> ①申請受付開始：<u>9月上旬</u> ②支給開始：<u>9月下旬</u>(できるだけ速やかに) ③申請受付終了：<u>11月30日</u>(消印有効) ※詳細日程につきましては改めて県庁ホームページ等でお知らせします。</p>

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金(8・9月分)の概要

(下線部は前回【5・6月】からの変更箇所)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、**事業規模(従業員数)と影響度合いに応じた給付金を支給**

<参考: 8・9月の営業時間短縮要請による影響を踏まえた県の支援策>

- ①「**営業時間短縮要請協力金**」…営業時間短縮要請期間(8/21～9/3)に協力した飲食店等の事業者に対して協力金を支給
- ②「**営業時間短縮要請対応臨時給付金**」…時短要請等により8月又は9月の売上高が前年又は前々年の同月比▲30%以上の事業者に対して給付金を支給

1. 給付金の概要

(1)対象者

令和2年1月～12月の売上高が対前年比で▲15%以上減少しており、かつ、以下のいずれかの要件に該当する中小企業者等

- ①令和3年**8月～9月**の連続する**2か月**の売上高合計が前年(又は前々年)同期比▲**30%以上**減少
- ②令和3年**8月又は9月**の**月単位**の売上高が前年(又は前々年)同期比▲**30%以上**減少

(2)給付金の算定方法 ※給付上限額なし

$$\left[\left(\text{社会保険料事業主負担} \times 1 - \text{既に受給した協力金等} \times 2 \right) \times \text{売上高減少幅} \left(\frac{30\% \sim 50\%}{50\%} \right) \times \frac{2}{3} \text{(補助率)} \right]$$

※1 8月と9月の2か月が要件に該当する場合は事業主負担は2か月分で算定

※2 「営業時間短縮要請協力金」、「営業時間短縮要請対応臨時給付金」を既に受給している場合は算定から控除する

2. 給付額(1か月)のイメージ

※社会保険料は1人当たり2万円/月で算出
(実際の負担額によって給付額が異なる)

ケース① 従業員規模: 400人(社会保険加入対象300人)

社会保険料事業主負担: 月額600万円

$$600\text{万円} \times 30/50 \times 2/3 = 240\text{万円}$$

中堅企業
▲30%
協力金等
受給なし

▲50%を上限として減少幅に応じた影響率を適用

給付額 **240万円(2か月で480万円)**

ケース② 従業員規模: 150人(社会保険加入対象100人)

社会保険料事業主負担: 月額200万円

$$(200\text{万円} - 50\text{万円}) \times 30/50 \times 2/3 = 60\text{万円}$$

中小企業
▲30%
協力金等
50万円受給

協力金・給付金を受給している場合は同額を控除

給付額 **60万円(2か月で120万円)**

3. 予算額等

- 事業費 **1.7億円** (事務費含む) ※8月20日専決予定
- 事業者数 **約400事業者** (延べ事業者数)

4. 支給スケジュール等(予定)

- ①申請受付開始: **9月上旬**
- ②支給開始: **9月下旬**(できるだけ速やかに)
- ③申請受付終了: **11月30日**(消印有効)

※詳細日程につきましては改めて県庁ホームページ等でお知らせします。

新型コロナウイルス感染症患者の入院、宿泊療養、自宅療養の適用区分について

原則、以下のとおり対応するが、個々の事情を考慮して対応を決定する。

入院の対象	<ul style="list-style-type: none">・ 発熱及び呼吸器症状があり状態の悪い患者。・ 抗体カクテル療法の対象となる患者。	直ぐに入院、入所出来ない患者は、自宅待機者として整理
入所の対象 (宿泊療養)	<ul style="list-style-type: none">・ 発熱等があるが、軽症の患者。・ 単身の患者。	
自宅療養の対象	<ul style="list-style-type: none">・ 同居家族もしくは生活支援のできる近隣在住の親族がおり、無症状の者、発熱及び呼吸器症状のない軽症患者。	

Go To Eat事業について

(農林水産省へ要請)

食事券や付与されているポイントの
利用自粛

(対象地域：高知市、南国市、香南市)

○登録飲食店が実施する宅配、テイクアウトを除く

令和3年

令和3年

期間：8月21日(土)～9月3日(金)

各 部 局 長
各副部長・局次長
本 庁 各 課 長
各 出 先 機 関 長
様

総 務 部 長

職場等における新型コロナウイルス感染防止について（通知）

高知県では、令和 3 年 8 月 19 日に「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」におけるステージが「非常事態（紫）」に引き上げられ、感染症のまん延防止の緊要性が高まっています。

つきましては、各所属において、これまで以上に基本的な感染防止対策（マスクの着用、3密の回避など）を徹底するとともに、時差出勤（早出遅出勤務）、休憩時間の変更（分散）、テレワーク（在宅勤務）を積極的に活用し、人と人との接触機会の低減に努めてください。

また、同居の家族に体調不良の方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、テレワークも積極的に活用してください。

さらに、県外への出張は、その必要性を十分に検討するとともに、「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」で示される「他県との往来」に準じた取扱いとしてください。

【参考通知等】

○職場内での感染防止行動の徹底等

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について」
(令和 3 年 5 月 28 日付け 3 高職厚第 71 号職員安全衛生管理者（総務部長）通知)

○時差出勤（早出遅出勤務）

「時差出勤（早出遅出勤務）の活用について」
(令和 3 年 6 月 25 日付け 3 高行管第 114 号行政管理課長通知)

○休憩時間の変更（分散）

「新型コロナウイルス感染症の感染防止のための休憩時間の変更について」
(令和 3 年 5 月 24 日付け 3 高行管第 64 号総務部長通知)

○テレワーク推進期間（7 月 19 日～9 月 17 日）

「テレワーク推進期間（第 2 回）の取組について」
(令和 3 年 7 月 16 日付け 3 高行管第 133 号総務部長通知)

○所属において陽性者が発生した場合の対応等

『「新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応等について」の一部改正について』
(令和 3 年 3 月 16 日付け 2 高行管第 446 号行政管理課長通知)